

勤労福祉施設に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、勤労福祉施設に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があり、下関市議会令和2年第4回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

(1) 各施設の概要

ア 名称	下関市勤労青少年ホーム
所在地	下関市彦島老の山公園1番1号
規模	延床面積1,012㎡
構造	鉄筋コンクリート造3階建
開設年	昭和48年
イ 名称	下関市勤労者総合福祉センター
所在地	下関市長府扇町4番10号
規模	延床面積1,969㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
開設年	平成4年
ウ 名称	下関市勤労福祉会館
所在地	下関市幸町8番16号
規模	本館：延床面積2,923㎡ 体育館：延床面積1,887㎡
構造	本館：鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建 体育館：鉄筋コンクリート造地下上2階
開設年	昭和56年

(2) 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(3) 各指定管理候補者の概要

ア 下関市勤労青少年ホーム(公募)

名 称 一般財団法人下関市公営施設管理公社
理事長 濱本 笙子
所在地 下関市唐戸町4番1号 カラトピア4階

主な業務内容

- (ア) 下関市勤労青少年ホームの維持管理に関する業務
- (イ) 下関市勤労青少年ホームの使用許可に関する業務
- (ウ) 下関市勤労青少年ホームの運営企画に関する業務
- (エ) 下関市勤労青少年ホームの管理運営に関するその他の業務

イ 下関市勤労者総合福祉センター（公募）

名 称 一般財団法人下関市公営施設管理公社
理事長 濱本 笙子
所在地 下関市唐戸町4番1号 カラトピア4階

主な業務内容

- (ア) 下関市勤労者総合福祉センターの維持管理に関する業務
- (イ) 下関市勤労者総合福祉センターの使用許可に関する業務
- (ウ) 下関市勤労者総合福祉センターの管理運営に関するその他の業務

ウ 下関市勤労福祉会館（非公募）

名 称 公益財団法人下関勤労福祉振興財団
代表理事 山本 卓広
所在地 下関市幸町8番16号

主な業務内容

- (ア) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (イ) 下関市勤労福祉会館の使用の許可に関する業務
- (ウ) 下関市勤労福祉会館の管理運営に関するその他の業務

2 選定までの経緯

(1) 公募

ア 下関市勤労青少年ホーム

イ 下関市勤労者総合福祉センター

令和2年 9月 1日 応募団体を募集・受付開始

令和2年 9月17日 現地説明会の実施

令和2年10月 2日 募集・受付の終了

令和2年10月20日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市勤労青少年ホーム、下関市勤労福祉会館及び下関市勤労者総合福祉センター）を開催

令和2年10月22日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市勤労青少年ホーム、下関市勤労福祉会館及

び下関市勤労者総合福祉センター) から下関市長が意見書を受理

令和2年10月27日 下関市が指定管理候補者を選定

(2) 非公募

ア 下関市勤労福祉会館

令和2年 9月 9日 非公募により申込書の受付開始

令和2年10月 2日 受付終了

令和2年10月20日 下関市指定管理候補者選定委員会(下関市勤労青少年ホーム、下関市勤労福祉会館及び下関市勤労者総合福祉センター)を開催

令和2年10月22日 下関市指定管理候補者選定委員会(下関市勤労青少年ホーム、下関市勤労福祉会館及び下関市勤労者総合福祉センター)から下関市長が意見書を受理

令和2年10月27日 下関市が指定管理候補者を選定

(3) 応募資格

ア 下関市勤労青少年ホーム

申込みをしようとする者は、法人その他の団体(以下「団体」という。)である必要があります。個人が申し込むことはできません。

団体は、他の団体と共同事業体を結成して申し込むことができます。ただし、単独で申し込む団体は、他の団体と共同事業体を結成して申し込むことはできません。また、1の団体が複数の共同事業体の構成員となることもできません。

申込みをしようとする団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければなりません。下関市勤労青少年ホームの現指定管理者が申し込む場合も同様とします。

(ア) 法人税、法人市県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中でないこと。

(ウ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、2年以内に指定の取消しを受けていないこと。

(エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。

(オ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に

規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

- (カ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）。
- (キ) 現地説明会に参加すること。ただし、現指定管理者が申し込む場合を除く。
- (ク) 消防法に基づく甲種防火管理者の資格を有している者を下関市勤労青少年ホームに常駐させること（申込団体が共同事業体である場合にあっては、資格を有している者が共同事業体のいずれかの団体に所属していること。）。
- (ケ) 共同事業体による申込みの場合には、当該共同事業体を結成する全ての団体が（ア）から（カ）までの要件を満たすとともに、次のa又はbに掲げる時期の区分に応じ、当該a又はbに定める書類の提出が可能であること。
 - a 申込時 共同事業体協定書の写し
 - b 指定管理候補者の選定後から指定管理者の指定後、市と指定管理者が基本協定を締結しようとする日の前日まで 共同事業体の代表団体及び構成する全ての団体に係る管理運営の責任分担を明確に定めた組合契約書の写し

イ 下関市勤労者総合福祉センター

申込みをしようとする者は、団体である必要があります。個人が申し込むことはできません。

団体は、他の団体と共同事業体を結成して申し込むことができます。ただし、単独で申し込む団体は、他の団体と共同事業体を結成して申し込むことはできません。また、1の団体が複数の共同事業体の構成員となることもできません。

申込みをしようとする団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければなりません。下関市勤労者総合福祉センターの現指定管理者が申し込む場合も同様とします。

- (ア) 法人税、法人市県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- (イ) 会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続中でないこと。
- (ウ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定の取消しを受けていないこと。
- (エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入

札参加を制限されていないこと。

- (オ) 暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
 - (カ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）。
 - (キ) 現地説明会に参加すること。ただし、現指定管理者が申し込む場合を除く。
 - (ク) 消防法に基づく甲種防火管理者の資格を有している者を下関市勤労者総合福祉センターに常駐させること（申込団体が共同事業体である場合にあっては、資格を有している者が共同事業体のいずれかの団体に所属していること）。
 - (ケ) 共同事業体による申込みの場合には、当該共同事業体を結成する全ての団体が（ア）から（カ）までの要件を満たすとともに、次のa又はbに掲げる時期の区分に応じ、当該a又はbに定める書類の提出が可能であること。
 - a 申込時 共同事業体協定書の写し
 - b 指定管理候補者の選定後から指定管理者の指定後、市と指定管理者が基本協定を締結しようとする日の前日まで 共同事業体の代表団体及び構成する全ての団体に係る管理運営の責任分担を明確に定めた組合契約書の写し
- ウ 下関市勤労福祉会館
- 申込みをしようとする団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければなりません。
- (ア) 法人税、法人市県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
 - (イ) 会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続中でないこと。
 - (ウ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定の取消しを受けていないこと。
 - (エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
 - (オ) 暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
 - (カ) 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）。
 - (キ) 消防法に基づく甲種防火管理者の資格を有している者を下関市勤労福祉会館に常駐させること。

(4) 応募状況

ア 下関市勤労青少年ホーム

現地説明会参加団体数 2 団体

申込書提出団体数 2 団体

・一般財団法人下関市公営施設管理公社 ・応募団体 A

イ 下関市勤労者総合福祉センター

現地説明会参加団体数 2 団体

申込書提出団体数 2 団体

・一般財団法人下関市公営施設管理公社 ・応募団体 B

ウ 下関市勤労福祉会館

申込書提出団体数 1 団体

・公益財団法人下関勤労福祉振興財団

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や財務又は利用に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市勤労青少年ホーム、下関市勤労福祉会館及び下関市勤労者総合福祉センター）において、申込団体から提出された事業計画書、収支計画書、経営状況を説明する資料等及びプレゼンテーションにより総合的に審議された結果、申込団体についての意見書が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、申込団体のうちから最も適当と認めるものを指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市勤労青少年ホーム、下関市勤労福祉会館及び下関市勤労者総合福祉センター）の委員（6人※1）

【学識経験者】

杉 浦 勝 章（下関市立大学准教授）委員長（※2）

【財務に関する有識者】

田 中 智 行（(株)日本政策金融公庫下関支店統括課長）

【利用に関する有識者】

藤 本 寿 文（下関公共職業安定所所長）

佐々木 堅 造（下関公共職業安定所次長）

山 根 東一郎（山口県中小企業団体中央会下関支所長）

山 田 豊（下関市産業振興部次長）

※1 下関公共職業安定所所長が（公財）下関勤労福祉振興財団の評議員であるため、下関市勤労福祉会館に係る当財団の説明時には、下関公共職業安定所次長が対応

※2 委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

各委員100点満点の採点方式により選定することとし、最低制限基準を60点としました。また、次の2つの条件を満たす団体を指定管理候補者として選定することを基本とし、合計点が最も高い団体を指定管理候補者として選定することとしました。なお、指定管理候補者の選定について協議の必要がある場合、選定委員会でこれを行うこととしました。

- (1) 過半数の委員が最低制限基準以上の採点であること。
- (2) 採点の平均が最低制限基準以上であること。

※ 詳細は、別紙1各指定管理候補者選定（審査）の基準・着眼点のとおり

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1) 採点結果

公募のアとイの施設については、次点を選定していないため、指定管理候補者についてのみの掲載とします。

ア 下関市勤労青少年ホーム（公募）

一般財団法人下関市公営施設管理公社

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計点	平均点
91	87	78	91	96	443	88.6

イ 下関市勤労者総合福祉センター（公募）

一般財団法人下関市公営施設管理公社

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計点	平均点
90	88	80	89	94	441	88.2

ウ 下関市勤労福祉会館（非公募）

公益財団法人下関勤労福祉振興財団

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計点	平均点
76	90	85	96	90	437	87.4

(2) 指定管理候補者選定委員会での主な意見

特記事項なし

(3) 議事録（要点）

別紙2のとおり

※（1）採点結果中のA～E委員は、議事録中のA～E委員とそれぞれ同一の委員ではありません。

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、下記のとおり指定管理候補者を選定しました。

- ・ 下関市勤労青少年ホーム（公募）
一般財団法人下関市公営施設管理公社
- ・ 下関市勤労者総合福祉センター（公募）
一般財団法人下関市公営施設管理公社
- ・ 下関市勤労福祉会館（非公募）
公益財団法人下関勤労福祉振興財団

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙3のとおり

(2) 選定の主な理由

ア 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしているため

イ 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市勤労青少年ホーム、下関市勤労福祉会館及び下関市勤労者総合福祉センター）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため

8 提案額

- ・ 下関市勤労青少年ホーム
5年間の平均額 19,985,200円
5年間の合計額 99,926,000円
- ・ 下関市勤労者総合福祉センター
5年間の平均額 23,781,200円
5年間の合計額 118,906,000円
- ・ 下関市勤労福祉会館
5年間の平均額 70,507,800円
5年間の合計額 352,539,000円